# アフリカ起業支援コンソーシアム 規約

## (目的)

第1条 本規約は、シブサワ・アンド・カンパニー株式会社におけるコンソーシアム事業を 設け、アフリカ現地における起業を通じて、社会的課題の解決に挑む若手日本人の 志と匠の支援するコミュニティづくりで、アフリカと日本の相互関係の向上と持続 的成長の促進することを目的とする。

# (名 称)

第2条 本規約に基づき設けるコンソーシアムは、アフリカ企業支援コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

### (本コンソーシアムの所在地)

第3条 本コンソーシアムはシブサワ・アンド・カンパニーが事務局として実施する支援事業として、東京都千代田区平河町2-4-5、平河町Kビル5階、シブサワ・アンド・カンパニー株式会社内に置く。

## (成立の時期及び解散の時期)

第4条 本コンソーシアムは、平成28年4月1日に設け、本事業をシブサワ・アンド・カンパニーが受託することができないことが確定した日に解散する。

#### (本コンソーシアムの事業)

- 第5条 本コンソーシアムは、会員の年会費を主な財源とし、アフリカに起業する若手の活動を金銭的に支援する。
- 2 本コンソーシアムは、下記条件の実績成果に応じて、一人当たりの支援先の起業家 (以降「支援先」)に年 250 万円まで最高三年まで支援する。
  - (1) 本コンソーシアムの運営委員会に事業計画書、履歴書等を提出し、最終候補に選ばれた際には、別途定める選考プロセスを経て、支援先として運営委員会が選考される。
  - (2) 年次に事業報告書をコンソーシアムに提出する。
  - (3) コンソーシアムが設けるウェブサイトやフェイスブックのコミュニティを通じて現地における活動レポートや日常の生活感を週三回に報告する。
  - (4) 一時帰国の際にはコンソーシアムが主催する勉強会・セミナーのスピーカーとして協力する。
  - (5) 本コンソーシアムと業務提携契約書を交わし、本コンソーシアムが依頼する現地

調査を請け負う。

- (6) 本コンソーシアム支援金の払い込みが、日本国内の円口座であること。
- 2 本コンソーシアムは、会員で構成するアドバイザリーボードを設け、支援先の選考 プロセスの助言を募り、定例報告会および年次総会・公開フォーラムを実施する。

#### (会員の種類)

- 第6条 本コンソーシアムは、別途会員規約によるゴールド会員とシルバー会員を設けもの とする。ゴールド会員およびシルバー会員を正会員とする。
- 2 別途定めによる個人スポンサー準会員制を設けられる。

## (運営事務局、運営委員会、およびモニリング・ボード)

- 第7条 本コンソーシアム事業の運営事務局は、シブサワ・アンド・カンパニー株式会社の 事業とする。
- 2 コンソーシアムは運営委員会およびモニタリング・ボードを設け本業務の運営に従 事するものとする。

# (運営委員会の構成よび役目)

第8条 本コンソーシアムの運営委員会の構成は下記とする。

黒川 清\* 日本医療政策機構代表理事、日本学術会議元会長

池亀 美枝子 NEPAD アフリカ開発新パートナーシップ機構総裁特別顧問

佐藤 芳之 ケニア・ナッツ・カンパニー創業者、

永山 妙子 元カリヨン証券日本法人副会長

渋澤 健\*\* シブサワ・アンド・カンパニー代表取締役

\*委員長 \*\*運営事務局

- 2 本コンソーシアムの運営委員会の任期は3年とし、再任および新任は正会員の意見 を鑑み運営事務局が任命する。
- 3 本コンソーシアムの運営委員会は、本コンソーシアムが支援するアフリカにおける 起業家(以下、本起業家)の支援先の選考および更新決議する。
- 4 本コンソーシアムの運営委員会は、会員の入会申し込みを承認する。
- 5 本コンソーシアムがゴールド会員による現地調査等の依頼の際、運営委員会が本起 業家への業務委託契約を承認する。

### (モニリング・ボードの構成よび役目)

第9条 本コンソーシアムのモニタリング・ボードの構成は下記とする。

小野 傑 西村あさひ法律事務所代表パートナー

大久保 和孝 新日本有限責任監査法人経営専務理事

- 2 本コンソーシアムのモニリング・ボードの任期は3年とし、再任および新任は正会 員の意見を鑑み運営事務局が任命する。
- 3 本コンソーシアムの本業務の実施に関し、本コンソーシアムの資金用途の透明性等、 事業が適切に実施されていることを監視する。

# (本コンソーシアムの諸経費)

第 10 条 本コンソーシアムは、会員から納付される年会費の 16.6%を諸経費に充てること ができる

# (権利義務の譲渡の制限)

第11条 この規約に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

# (協定書に定めのない事項)

第 12 条 この規約に定めのない事項については、運営委員会においてはかり、シブサワ・アンド・カンパニー株式会社が訂正できる。

平成 28 年 4 月 1 日

代表者 東京都千代田区平河町 2-4-5 平河町 K ビル 5 階

シブサワ・アンド・カンパニー株式会社

代表取締役

渋澤 健